



保育料無償化に向けた段階的負担軽減について

1 目的

- 「子育てするなら山形県」の実現に向けて、幸せな子育て環境の整備の一つとして、保育料無償化に向けた段階的負担軽減を実施するため、市町村に対して交付金を交付するものです。

2 事業内容

- 0歳から2歳児の保育料について、国基準の「所得階層8区分」のうち無償化されていない第3及び第4区分（市町村民税所得割 97,000円未満）の世帯の保育料の負担軽減を市町村と連携して実施します。
- 県は、国基準利用料の1/2を交付金として市町村に交付します。
- 対象施設は、政府の幼児教育・保育の無償化（3～5歳児）の対象となる施設等に準じます。
- 事業開始時期は、令和3年9月とします。

保育料無償化に向けた段階的負担軽減の対象

所得階層区分		推定年収	国基準利用料	0～2歳児	3～5歳児	
①	生活保護世帯	—	0円	全国一律で既に無償化	全国一律で既に無償化	
②	市町村民税非課税世帯	260万円未満				
③	市町村民税所得割	48,600円未満	330万円未満	19,500円		本県独自に負担軽減を実施（令和3年9月～）
④		97,000円未満	470万円未満			
⑤		169,000円未満	640万円未満	44,500円		政府の動向等を踏まえて検討 ※ 政府に対しては、0～2歳児の保育料無償化の全国一律実施を継続して提案
⑥		301,000円未満	930万円未満	61,000円		
⑦		397,000円未満	1,130万円未満	80,000円		
⑧		397,000円以上	1,130万円以上	104,000円		



3 お問い合わせ先

- 山形県しあわせ子育て応援部しあわせ子育て政策課 TEL: 023-630-2668

Email: ykosodate@pref.yamagata.jp

だいじょうぶ
みんながあなたの
サポーター

